公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」(令和2年3月30日付け国自環第163号、国自旅第309号、国自貨第159号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」(令和2年3月30日付け国自環第164号、国自旅第310号、国自貨第160号)によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

- ①申請対象車両 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)
- ②申請受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

(3) 実績申請(交付要綱第5条第3項)

- ①申請対象車両 原則として、令和2年4月1日から令和2年 12 月 31 日までの間 に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に 対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)
- ②申請受付期間 登録された日から 30 日を経過した日まで。ただし、令和2年 10 月 31 日までに登録されたものにあっては、令和2年 11 月 27 日まで を申請受付期間とする。